

平成26年12月11日提出

児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する
条例の制定について

児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次の
ように制定する。

熊本市長 大 西 一 史

児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(熊本市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改
正)

第1条 熊本市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和
31年条例第27号)の一部を次のように改正する。

別表子ども・子育て会議委員の項の次に次のように加える。

小児慢性特定疾病審査会委員	日額 10,000円
---------------	------------

(熊本市附属機関設置条例の一部改正)

第2条 熊本市附属機関設置条例(平成19年条例第2号)の一部を次のように改正
する。

別表中26の項を削り、27の項を26の項とし、28の項から71の項までを
1項ずつ繰り上げる。

(熊本市児童福祉法施行条例の一部改正)

第3条 熊本市児童福祉法施行条例(平成24年条例第32号)の一部を次のように
改正する。

第2条中「第6条の2第3項」を「第6条の2の2第3項」に改める。

第4条第3号中「第2項」を「第3項」に改める。

(熊本市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の

一部改正)

第4条 熊本市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年条例第93号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第6条の2第8項」を「第6条の2の2第8項」に改める。

(熊本市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第5条 熊本市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年条例第94号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第2号イ中「第6条の2第3項」を「第6条の2の2第3項」に改める。

(熊本市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第6条 熊本市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年条例第96号)の一部を次のように改正する。

第51条第8項中「指定医療機関」を「指定発達支援医療機関」に、「第6条の2第3項」を「第6条の2の2第3項」に改める。

(熊本市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第7条 熊本市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年条例第98号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「第6条の2第2項」を「第6条の2の2第2項」に改める。

(熊本市児童発達支援ルーム条例の一部改正)

第8条 熊本市児童発達支援ルーム条例(平成25年条例第67号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第6条の2第2項」を「第6条の2の2第2項」に改める。

附 則

この条例は、平成27年1月1日から施行する。

(提出理由)

児童福祉法の一部を改正する法律（平成26年法律第47号）の施行に伴い、関係条例の規定の整備をするため、この条例を制定する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。